

古代東国における「罪」意識と氏族集団の解体
－多文字墨書土器の信仰的背景と古代集落－

笹 生 衛

目 次

1	はじめに	645
2	庄作遺跡の「罪」墨書土器と信仰的背景	645
3	小原子遺跡群における集落の変遷と性格	649
4	「罪」の系譜と個人救済	658
5	まとめ	662

1 はじめに

古代の東国、特に北総地域で集中して出土する多文字墨書土器¹。この研究の端緒は、平川南氏による千葉県芝山町の庄作遺跡で出土した墨書土器の分析にある。平川氏は、類似した墨書土器を集成し、「〔人名〕 + 〔(身/召/形/方)代] + (奉/進)〕」を墨書の基本パターンとして抽出、その内容を「某の冥界に召される代わりに奉る」と解釈、墨書土器の多くは「罪によって冥界に身を召されることから逃れるため、神を祭ったり饗応する際に用いられた」とし、背景には中国の冥道信仰があると推定した²。平川氏の研究は、多文字の墨書土器の基本的な機能を明らかにしたという点で、墨書土器研究では大きな画期となり、現在も評価され継承されている³。

墨書土器で確認できる信仰の対象は、「大神」「国玉神」「国神」「罪司」「罪官」など多様である。このような墨書土器の信仰を、平川氏は、中国の俗信、仏教、道教などが混在したものが、日本の古来の信仰とも交わり複雑な形態をなしたものと評価した。しかし、この信仰形態が、どのようなプロセスを経て形成されたのかは、明確にはされていない。

これに対して筆者は、千葉県北西部、下総国西部の集落遺跡と寺院遺跡の分析から、仏教と在来信仰が併存するプロセスと信仰の系譜的な整理を行い、特に「罪」に関する信仰には在来信仰と仏教に由来する二系統が存在したことを指摘した。つまり、印西市の西根遺跡出土の墨書土器「丈部春女罪代立奉大神」は、罪の代わりに物品を供出して贖う、日本列島で形成された伝統的な「祓」にもとづく。一方、同遺跡の墨書土器「罪官」は、『薬師経』の琰魔（閻魔）法王の信仰にもとづくもので、それは下総国分寺と埴生郡の龍角寺など郡単位の初期寺院、印旛沼周辺の集落や仏教施設を結ぶ「仏教布教ネットワーク」によりもたらされたと推定、布教ネットワーク上の集落遺跡から出土する人面墨書土器や、神などへ捧げ物を奉る（進上する）供献用の多文字墨書土器は、個人単位で除病・除災、延命を祈る祭具と考えた⁴。なお、墨書土器の信仰に伝統的な祓の系譜があることは、高島英之氏も指摘している⁵。

多文字墨書土器の研究は、古代東国の地域社会における複雑な信仰の姿を明らかにしてきた。しかし、多文字墨書土器が、千葉県の北総地域に集中する背景・要因は明確にされていない。これを明らかにするには墨書土器だけでなく、集落全体の変遷と周辺の状態を俯瞰的に分析し、地域の拠点集落との関係まで検討する必要がある。これにより、地域における墨書土器の分布傾向を把握でき、そこからは、多文字墨書土器の信仰だけでなく、それが地域社会に与えた影響まで知ることができるだろう。

ところで、多文字墨書土器の研究の端緒となった庄作遺跡出土の墨書土器には、報告書の段階で明確に釈読されていない「罪」の墨書土器がある。そこで、本論では、まず、この墨書土器の再釈読を試み、古代東国の「罪」意識の信仰的な背景について検討する。これを受け、庄作遺跡の集落と墨書土器は、周辺の集落遺跡群（小原子遺跡群）と比較して如何なる特徴があり、また、多文字墨書土器が古代の地域社会に与えた影響は、どのようなものだったのか考察したい。

2 庄作遺跡の「罪」墨書土器と信仰的背景

罪ム国玉神奉 庄作遺跡出土の多文字墨書土器には「罪」の文字を含む例は2点ある。一つは、25号竪穴住居出土の土師器甕で、胴部に「罪ム国玉神奉」と墨書し、人面を描く。25号竪穴住居からは、この他にロクロ土師器杯の見込みに人面、体部外面に「丈部真/次召代/国神/奉」と書く人面墨書土器1点、ロク

ロクロ土師器坏の底部に「得」と書く墨書土器1点が出土した⁶。共伴するロクロ土師器坏の型式から8世紀末から9世紀前葉の年代が推定できる⁷。「罪ム国玉神奉」について平川南氏は「〔罪ム（罪なし）〕は、罪から逃れるため、自らに罪の無いことを述べたものと考えられる」と解釈し、全体では「自らに罪がないことを述べ、罪から逃れるため国玉神に奉った」との意味とする⁸。しかし、問題は、「罪ム」を「罪なし」と読んで良いかである。「ム」は「無」や「无」の異体字・略字とは読めないからである。

ここで参考になるのが、法隆寺に伝来した『法華修法一百座聞書抄』の略字表記である。この文献は、天仁3年（1110）2月から閏7月まで行われた『法華経』に関する講話の聞書を抄出して記録したもので、同年の閏7月9日、新城房による「人記品」の講話で「舍利弗」を「舍利ム」と表記する⁹。ここから「ム」は「弗」の略字であると判断でき、「罪ム国玉神奉」は「罪弗国玉神奉」となる（第1図）。そして「弗」の字は、仮借で「祓」の字に使用するので（「弗、段借為祓」『説文通訓定聲』、『大漢和辞典』による）、その意味は「罪を弗（祓）うため、国玉神に奉る」となる。この表現は、罪を贖うため物品か食物を捧げる「祓」を意味する。それは印西市の西根遺跡から出土した墨書土器「丈部春女代罪立奉大神」の内容と基本的に一致し、隣接する鳴神山遺跡で出土した墨書土器「大国玉罪」も同じ意味に解釈できる¹⁰。多文字墨書土器には、在来の「祓」の意識にもとづく例が明確に含まれていたのである。

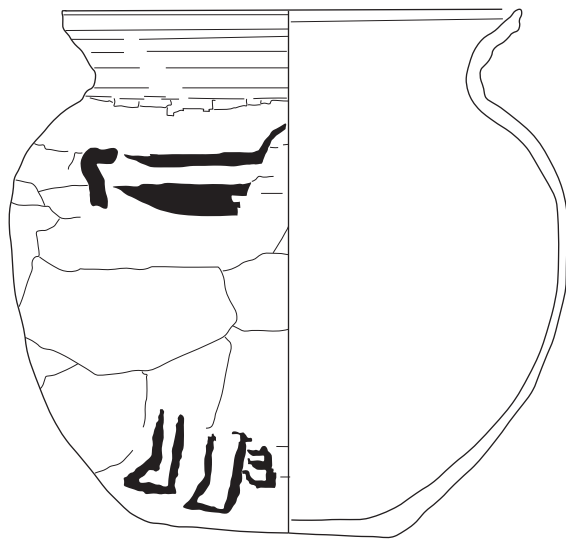
□継罪□ もう一点、「罪」の文字を含む例は、67号竪穴住居から出土した土師器坏に、4文字以上を墨書するもので、報告書では「□継罪□」と積読する。この住居址からは、「人面・国玉神奉」と記した土師器坏の墨書土器が出土し、出土土器から年代は9世紀前葉と推定できる。

この墨書土器については、筆者は当該の土器を実見して「継」の部分の運筆を検討し、中国唐代の碑文にある「二水」の「滅」と読むことが可能ではないかと判断した。こう読めば、「継罪」は「滅罪」と読むことができる（第2図）。この墨書土器は、「滅罪」の前に2字程度があり、後には墨痕が認められるので1文字以上が書かれていたとみられるものの、現状では確認できない。ただし、ここで重要な点は、明らかに仏教信仰との関連性が予想できる「滅罪」という文字を記すところにある。9世紀前葉の庄作遺跡の集落では、伝統的な国玉神を対象に「罪を祓う」意識と、仏教的な「滅罪」の思想が同時に存在していたことになる。

国玉神の神格 「国玉神」・「大国玉」・「國玉」の墨書土器は、印旛沼周辺から香取郡域まで北総地域で広範囲に分布し¹¹、その国玉神の神格について、平川南氏は一般的な地域神との性格を推定する¹²。

9世紀当時の国玉神の性格は、『皇太神宮儀式帳』〔延暦23年（804）成立〕の「管度会郡神社行事」で具体的に知ることができる。これは度会郡内の神宮撰社の社名、祭神、建物・施設、位置、鎮座の年代を書き上げたもので、このうちの大土神社の主祭神が「大国玉命」である。その神名から、房総の墨書土器の「国玉神」「大国玉」「國玉」「国神」と共通する神格とみられる。『皇太神宮儀式帳』では、大国玉命は、くになりのかみ国生神（国を生んだ神）の児（子）とされ、鎮座地の立地は「東は公田、南は御刀代・溝、西は家田の堰・大川、北は百姓畠」、鎮座の年代は倭姫命の時代とする。大国玉命は国生神の子で、鎮座地（祭祀の場）は、大川（五十鈴川）と、川から灌漑用水を引き入れる取水堰（家田の堰）に接し、周囲を御刀代（神田）と水田、畑が囲む景観であったことがわかる。灌漑用水路や取水堰に隣接し、古墳時代中期の5世紀に遡る祭祀遺跡は列島各地で発見されており、立地環境は大国玉命を祀る大土神社と一致する¹³。

ここから、大国玉神の神格は耕地や灌漑用水系と密接に関係し、古墳時代以来の伝統を持つと考えられる。その伝統性は大土神社の鎮座を倭姫命の時代とすることと重なり、大国玉神の信仰の成立と祭祀の場



罪ム(弗)国玉神奉

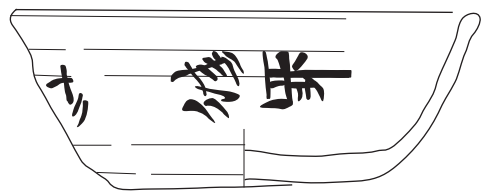
舍利ム

『法華修法一百座聞書抄』における「舍利弗」の表記
(註9文献の写真図版をトレース)

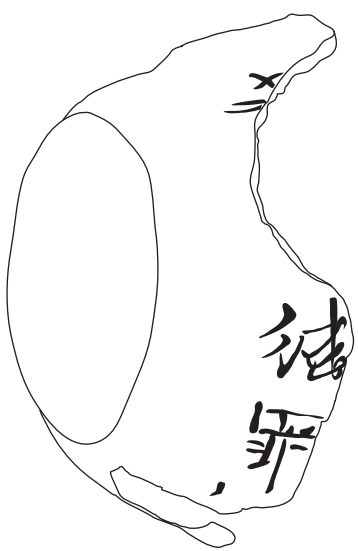


(註6報告書の実測図をトレース)

第1図 庄作遺跡 25号竪穴住居出土「罪ム(弗)国玉神奉」墨書土器



(註6報告書の実測図をトレース)



滅 滅

雁塔聖教序

王獻之

滅

懷素千金帖

滅

唐太宗屏風書

中国碑文の「滅」の例

(伏見沖敬編『角川書道字典』角川書店
1977の拓影をトレース)

庄作遺跡 67号住居出土土師器杯墨書
写真及び墨書文字輪郭図

(写真は笹生撮影、土器は芝山町立芝山古墳・はにわ博物館)

第2図 庄作遺跡 67号竪穴住居出土「滅罪」墨書土器

の設定は、地域の農業基盤の成立と対応していた可能性が高い。国玉神は、水系単位の地域の農業生産を支える重要な神として、少なくとも5世紀以来の歴史のなかで信仰されていたと推定できる。

国玉神・国神と罪司・罪官 以上のように「大国玉・国玉神・國玉・国神」の神格を考えると、「罪ム国玉神奉」の墨書土器とともに、庄作遺跡25号竪穴住居で出土した墨書土器「丈部真/次召代/国神/奉」を、いかに考えたらいいのだろうか。この墨書は「人名+召代+奉」の典型であり、平川氏の解釈に従えば、「丈部真次が召される代わりに国神に奉る」となる。「召す代わりに」について、平川氏は『日本霊異記』中巻の閻魔王関連の説話の「閻魔王が召す」と関連させ、自らが冥界に召される代わりに捧げ物を杯等に入れ奉ったと解釈する¹⁴。

こう解釈するならば、奉る対象は閻（琰）魔王とすべきであり、それに当たると考えられるのは、墨書土器「罪司進上代」（富里市久能高野遺跡）¹⁵の「罪司」と「罪官」（印西市西根遺跡）¹⁶である。いずれも「罪のつかさ」と読み、罪・福を処断する閻魔王に対応する。琰魔法王（閻魔王）が人々の名籍の記を主領し、罪・福を処断することは、『薬師瑠璃光如来本願功德経』（以下、『薬師経』）が詳細に説いており、「罪司・罪官」の背景には『薬師経』の存在を想定できる。『日本霊異記』には閻魔王の罪福の処断と放生を組み合わせた説話（中巻「漢神の祟に依り牛を殺して祭り、又放生の善を修して、以て現に善悪の報を得し縁、第5」）があり、それは『薬師経』と一致する¹⁷。また、「罪司・罪官」の墨書土器が出土した印旛沼沿岸では、殖生郡の初期寺院である龍角寺に白鳳仏の銅造薬師如来坐像が残り、8世紀初頭までには『薬師経』の信仰は伝わっていたはずである。「召代進上（奉）」の基本には『薬師経』が説く琰（閻）魔法王の信仰を想定すべきだろう¹⁸。

これに対し、庄作遺跡の墨書土器では「丈部真次が召される代わりに国神へ奉る」と書き、閻魔王（罪司・罪官）と、伝統的な地域神の国玉神（国神）を入れ替えた形となっている。国玉神は地域の農業生産を左右する重要な神格であったが、『薬師経』が説く琰魔法王（閻魔王）の信仰が地域に浸透するなかで、「国玉神（国神）」と「罪司・罪官＝閻魔王」は、ともに重要な信仰対象として互換的に認識されていたことになる。この基礎には「罪の代わりに大神に立奉る」という、罪を贖うため神へと捧げ物を行う伝統的な「祓」の考え方があったのではないか。

祓と悔過・滅罪 罪司・罪官（閻魔王）と国玉神（国神）との互換的な関係は、「祓（弗）」と「滅罪」との関係にも当てはまる。

庄作遺跡の「滅罪」の墨書土器は、仏教信仰に由来し、仏教の「滅罪」は、『法華経』とともに各地の地域社会に広がった。これを示すのが、全国に置かれた国分尼寺の正式名称「法華滅罪寺」である。そこからは『法華経』が「滅罪」の功德を持つとの信仰がうかがえる。実際に『日本霊異記』の説話の分析から、『法華経』が滅罪の働きをもつ経典として認識されていたことが明らかにされている¹⁹。また夙に川口恵隆氏は、『日本霊異記』において「古代人の罪穢を祓う思想が仏教的な悔過という形式に移行し、それがさらに経典読誦や経典書写という純粹に仏教的な信仰へと移行した」²⁰と指摘する。罪を悔い改める仏教法会の悔過と、伝統的な祓が、罪を除くという共通した役割をもつと考えられた。「悔過」は罪過を懺悔し、罪の報いから逃れるための法会であり、それは「滅罪」につながる。仏教の「祓」として悔過法会と滅罪の考え方が受け入れられたとすると、庄作遺跡で「罪弗（祓）国玉神奉」と「□滅罪□」の墨書土器が混在する状況は、地方集落における、「祓」から「悔過・滅罪」へ移行する実態を示しているといっ

この現象は、仏教の「悔過・滅罪」が「祓」として受容されたという問題に留まらない。世界宗教の仏教との接触は、在来信仰の側に大きな変化をもたらした。個人救済の明確化である。『日本霊異記』では、自らの罪による悪報と悪死、死後の琰魔法王による処断が重ねて語られており、罪による悪報・悪死からの個人救済には滅罪が必要となる。伝統的な祓が、地域・国家や氏族集団を災害・災異から守ることとは一線を画する²¹。ここに「個人名+召代+奉（進上）」と書く墨書土器が成立する背景があると考えられる。そこでは、祓と滅罪の関係と同様に、国玉神と罪司・罪官（閻魔王）との互換的な関係が成立していたのではないだろうか。

以上のように、庄作遺跡の「罪」の多文字墨書土器には、仏教信仰の個人救済との密接な関連が推定できた。次節では、上記の推定を集落の変遷や周辺集落との比較から検証してみたい。

3 小原子遺跡群における集落の変遷と性格

小原子遺跡群の景観 庄作遺跡の周辺には、大里古墳群と集落遺跡の遠野台・長津遺跡、上楽・谷窪遺跡があり、小原子遺跡群として発掘調査成果は公刊されている。小原子遺跡群は、栗山川支流の高谷川の左岸、標高約30mから40mの下総台地上に立地する（第3図）²²。高谷川ぞいの低地に面して、北に遠野台・長津遺跡の集落、南に上楽・谷窪遺跡の集落があり、遠野台遺跡の北に大里古墳群と大塚台古墳群、上楽・谷窪遺跡の北西の台地斜面に7基からなる横穴群が確認されている。庄作遺跡は、上楽・谷窪遺跡の東側の台地上にあり、高谷川流域の低地へ続く支谷の谷頭に面する。ここは多古橋川流域との分水界に近く、遺跡の東側は上総国武射郡と下総国通嵯郡の郡界と考えられる²³。

小原子遺跡群で最初に集落が形成されるのは遠野台・長津遺跡で、年代は古墳時代中期の5世紀中頃に遡る。谷窪遺跡でも5世紀中葉から後葉には集落の形成は始まる。高谷川沿いの低地を谷津田として拓き、これを見下ろす台地上に集落と墓域（古墳群と横穴群）を配置する景観が復元できる。続く6世紀代に遠野台・長津遺跡の集落が消滅するのは対照的に、上楽・谷窪遺跡の集落は平安時代の9世紀まで集落は維持された。台地内の庄作遺跡の集落は、7世紀前葉に成立し9世紀まで継続する。上楽遺跡・谷窪遺跡・庄作遺跡の竪穴住居数の推移と墨書土器と特殊遺物等をまとめた別表（第1～3表・グラフ1）にもとづき、各集落の変遷と性格について検討してみたい²⁴。

上楽・谷窪遺跡 上楽・谷窪遺跡のうち、南側の谷窪遺跡で5世紀中葉から6世紀初頭に5軒の竪穴住居が確認でき、集落が成立、北側の上楽遺跡では6世紀前葉から中葉に8軒の竪穴住居が営まれ集落が成立する。年代が推定できる6・7世紀代の竪穴住居数は前・中葉と後葉でまとめると、上楽遺跡は平均7軒、谷窪遺跡は5.5軒となる。上楽遺跡では6世紀代に一辺が9.8m×9.4mの大型竪穴住居があり、鉄製の鎌・刀子、鉄鏃、鉄滓が出土し、鉄加工を行っていたと考えられ、拠点的な集落であった可能性が高い。

8世紀前葉になると、竪穴住居数は上楽遺跡で12軒、谷窪遺跡で7軒と増加し、谷窪遺跡の竪穴住居数はこの時期がピークとなる。上楽遺跡でも8世紀代は前・中葉と後葉で平均10軒、9世紀前・中葉に24軒と増加し、竪穴住居数のピークとなる。9世紀後半になると両遺跡とも竪穴住居数を一気に減少させ、10世紀前半を最後に集落は消滅する。

上楽遺跡では8世紀から転用硯が確認でき、識字層が居住していたと考えられ、9世紀にかけて広口壺・小瓶・長頸瓶など一定量の灰釉陶器とともに鉄製雁股鏃、鉄製紡錘車が出土する。さらに上楽遺跡では畿内系土師器坏（坏A類、飛鳥V期）²⁵、石帯の丸軛が、谷窪遺跡からは鍔帯金具の銅製鈍尾が出土した。

第1表 上楽遺跡

	遺構	型式	年代	墨書土器	墨書土器点数	特殊遺物	備考
1	60号住居	後期2期	6世紀前葉				
2	55号住居	後期2期	6世紀前葉				
3	65号住居	後期2期	6世紀前葉				
4	8号住居	後期3期	6世紀中葉				
5	29号住居	後期3期	6世紀中葉			土製勾玉3点、土製紡錘車、 鉄製刀子	大型住居9.8m×9.4m
6	48号住居	後期3期	6世紀中葉				
7	95号住居	後期3期	6世紀中葉				
8	54号住居	後期3期	6世紀中葉				
1	63号住居	後期4期	6世紀後葉				
2	122号住居	後期4期	6世紀後葉				
3	125号住居	後期4期	6世紀後葉				
4	14号住居	後期5期	6世紀末期～7世紀初頭				
5	76号住居	後期5期	6世紀末期～7世紀初頭			鉄製鎌1	
6	84号住居	後期5期	6世紀末期～7世紀初頭				
7	92号住居	後期5期	6世紀末期～7世紀初頭				
1	89号住居	後期6期	7世紀前葉				
2	78号住居	後期7期	7世紀中葉				
3	90号住居	後期7期	7世紀中葉				
4	70号住居	後期7期	7世紀中葉				
5	127号住居	後期7期	7世紀中葉			鉄鑑	
6	10号住居	後期7期	7世紀中葉				
7	52号住居	後期7期	7世紀中葉				
1	31号住居	後期8期	7世紀後葉				
2	32号住居	後期8期	7世紀後葉			鉄滓	
3	36号住居	後期8期	7世紀後葉				
4	37号住居	後期8期	7世紀後葉				
5	69号住居	後期8期	7世紀後葉				
6	91号住居	後期8期	7世紀後葉				
1	13号住居		8世紀初頭				
2	50号		8世紀前葉				
3	43号住居		8世紀前葉				
4	64号住居		8世紀前葉	「酒」盤状坏1点。	1		
5	73号住居		8世紀前葉	「酒」1点。	1		
6	79号住居		8世紀前葉				
7	82号住居		8世紀前葉	「中？」1点、「酒」盤状坏1点。	2		
8	93号住居		8世紀前葉				
9	104号住居		8世紀前葉				
10	113号住居		8世紀前葉				
11	121号住居		8世紀前葉			手捏土器1、小型甕1。	
12	126号住居		8世紀前葉				
13	11号住居		8世紀中葉				
1	20号住居		8世紀後葉				
2	39号住居		8世紀後葉			刀子3、灯明环1	
3	40号住居		8世紀後葉	「中」1点。	1		
4	44号住居		8世紀後葉	「中」6点、「中（井、ヘラ）」1点、 「梨本」1点、「神奉？」1点。	9		
5	46号住居		8世紀後葉				
6	100号住居		8世紀後葉			鉄鑑1。	
7	102号住居		8世紀後葉			須惠器転用硯1。	
	1号住居		8世紀代				
	59号住居		8世紀代				
	86号住居		8世紀代				
	88号住居		8世紀代				
	94号住居		8世紀代				
	106号住居		8世紀代			灯明环1	
	120号住居		8世紀代				
1	3号住居		9世紀前葉				
2	7号住居		9世紀前葉	「中」3点。	3	灰釉陶器広口瓶1、銅製巡方1、 灯明环	
3	9号住居		9世紀前葉				
4	53号住居		9世紀前葉				
5	56号住居		9世紀前葉	「中」2点。	2		
6	68号住居		9世紀前葉	「丁」1点。	1		
7	71号住居		9世紀前葉				
8	72号住居		9世紀前葉			灰釉陶器長頸瓶1。	
9	77号住居		9世紀前葉				
10	80号住居		9世紀前葉	「□」1点。	1		
11	81号住居		9世紀前葉				
12	87号住居		9世紀前葉				
13	107号住居		9世紀前葉			灰釉陶器長頸瓶1。	
14	108号住居		9世紀前葉	「主」1点、「亦」1点、「□」1点。	3		
15	21号住居		9世紀中葉	「中」4点、「厨」1点	5	鉄製紡錘車1、刀子1、鉄斧1。	
16	22号住居		9世紀中葉				
17	23号住居		9世紀中葉	「中」2点、「仲」1点	3	灯明环1、鉄製雁股鑑1、 鉄製紡錘車1。	
18	24号住居		9世紀中葉	「中」1典	1		
19	25号住居		9世紀中葉				
20	83号住居		9世紀中葉	「子夜」5点。	5		
1	12号住居		9世紀後葉	「中」1点、「主」1点	2	石製丸轆1、灯明环1	
2	19号住居		9世紀後葉				

	遺構	型式	年代	墨書土器	墨書土器点数	特殊遺物	備考
3	30号住居		9世紀後葉				
4	33号住居		9世紀後葉				
5	97号住居		9世紀後葉			灯明坏3、灰釉陶器長頸瓶、須惠器転用硯1。	
6	110号住居		9世紀後葉				
7	112号住居		9世紀後葉				
8	115号住居		9世紀後葉				
9	4号住居		9世紀後葉	「中」3点	3	灯明坏、手捏土器、鉄鏝	
	15号住居		9世紀代			灰釉陶器碗1	
	34号住居		9世紀代				
	58号住居		9世紀代				
	62号住居		9世紀代				
	101号住居		9世紀代				
	114号住居		9世紀代			灰釉陶器小瓶1。	
	66号住居		10世紀代				
	96号住居		10世紀代				
	2号住居		不明				
	27号住居		不明				
	28号住居		不明				
	45号住居		不明				
	47号住居		不明			鉄鏝1、滑石2	
	51号住居		不明				
	57号住居		不明				
	85号住居		不明				
	109号住居		不明				
	116号住居		不明				
	123号住居		不明				
	124号住居		不明				
	129号住居		不明			把手付き甑	

第2表 谷窪遺跡

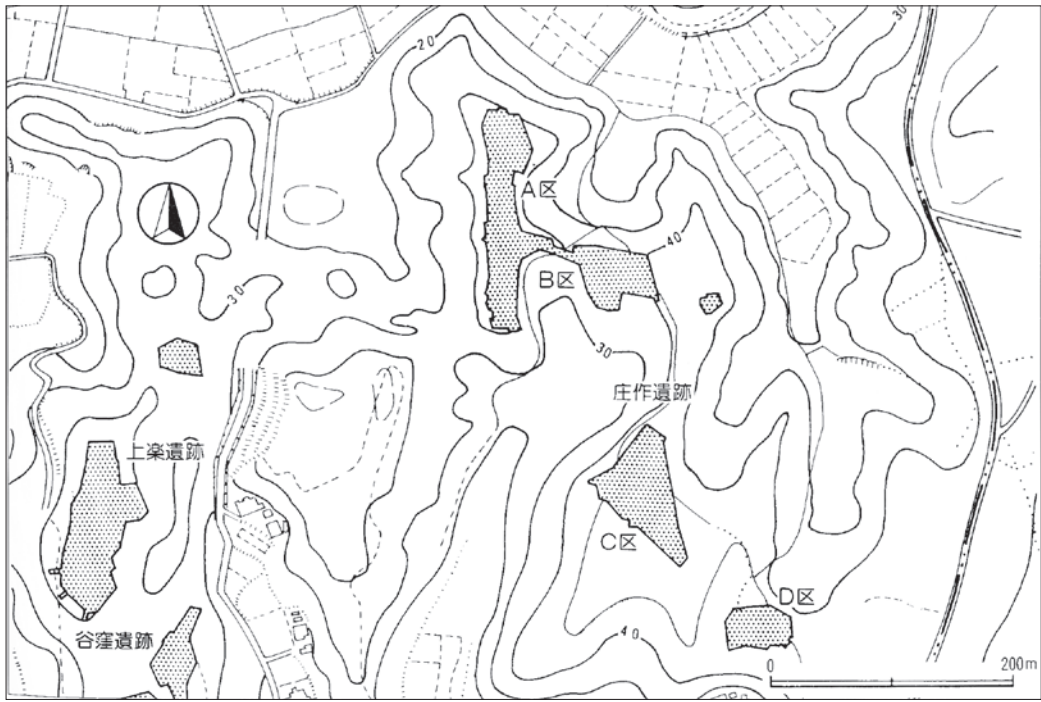
	遺構	型式	年代	墨書土器	墨書土器点数	特殊遺物	備考
1	192号住居	中期4期	5世紀中葉				
2	194号住居	後期0期	5世紀後葉				
3	170号住居	後期1期	5世紀末期～6世紀初頭				
4	174号住居	後期1期	5世紀末期～6世紀初頭				
5	202号住居	後期1期	5世紀末期～6世紀初頭			滑石原石1	大型住居3.3m以上×7.3m
1	175号住居	後期2期	6世紀前葉				
2	173号住居	後期3期	6世紀中葉				
3	187号住居	後期3期	6世紀中葉				大型住居6.9m以上×7.3m
4	191号住居	後期3期	6世紀中葉				
5	200号住居	後期3期	6世紀中葉			碗形滓1	
1	142号住居	後期4期	6世紀後葉				
2	189号住居	後期4期	6世紀後葉				
3	169号住居	後期5期	6世紀末期～7世紀初頭				
4	190号住居	後期5期	6世紀末期～7世紀初頭				
1	164号住居	後期6期	7世紀前葉				
2	180号住居	後期6期	7世紀前葉			土製勾玉1	
3	181号住居	後期6期	7世紀前葉				
4	182号住居	後期6期	7世紀前葉				
5	198号住居	後期6期	7世紀前葉				
6	141号住居	後期7期	7世紀中葉				
7	158号住居	後期7期	7世紀中葉				
8	162号住居	後期7期	7世紀中葉				
9	199号住居	後期7期	7世紀中葉				
1	128号住居	後期8期	7世紀後葉				
2	130号住居	後期8期	7世紀後葉				
3	137号住居		7世紀後葉				
4	138号住居		7世紀後葉				
1	132号住居		8世紀前葉				
2	134号住居		8世紀前葉				
3	135号住居		8世紀前葉			手捏土器1	
4	140号住居		8世紀前葉				
5	145号住居		8世紀前葉				
6	196号住居		8世紀前葉				
7	203号住居		8世紀前葉				
8	133号住居		8世紀中葉				
9	160号住居		8世紀中葉				

	遺構	型式	年代	墨書土器	墨書土器点数	特殊遺物	備考
10	146号住居		8世紀中葉			手捏土器2。	
11	165号住居		8世紀中葉				
12	172号住居		8世紀中葉				
1	143号住居		8世紀後葉			灰釉陶器長頸瓶1。	
2	147号住居		8世紀後葉				
3	150号住居		8世紀後葉				
4	154号住居		8世紀後葉	[内] 1点。	1		
5	167号住居		8世紀後葉				
6	178号住居		8世紀後葉				
7	185号住居		8世紀後葉				
8	193号住居		8世紀後葉			須恵器転用硯1。	
1	149号住居		9世紀前葉				
2	152号住居		9世紀前葉				
3	153号住居		9世紀前葉				
4	157号住居		9世紀前葉				
5	177号住居		9世紀前葉				
6	183号住居		9世紀前葉			灯明坏1。	
7	151号住居		9世紀中葉				
8	166号住居		9世紀中葉				
1	144号住居		9世紀後葉				
2	148号住居		9世紀後葉	[失家] 1点。	1		
3	156号住居		9世紀後葉				
4	161号住居		9世紀後葉			灰釉陶器瓶1。	
5	176号住居		9世紀後葉				
	155号住居		9世紀代			銅製鉞尾1。	
	186号住居		9世紀代				
	195号住居		9世紀代				
	139号住居		10世紀前葉				
	201号住居		10世紀代				
	179号住居		不明				
	184号住居		不明				
	206号住居		不明				

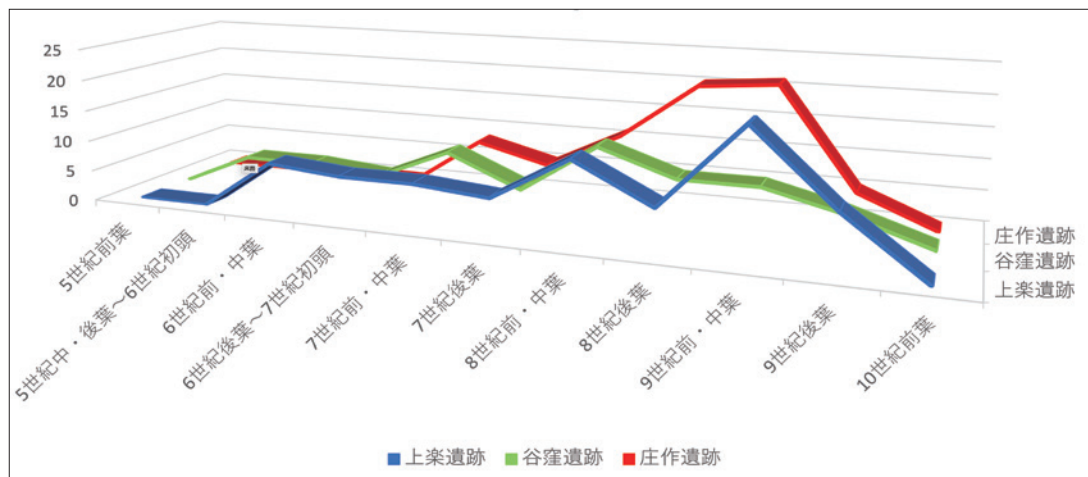
第3表 庄作遺跡

	遺構	型式	年代	墨書土器	墨書土器点数	特殊遺物	備考
1	6号住居	後期6期	7世紀前葉				大型住居8.97m×8.82m
2	11号住居	後期6期	7世紀前葉				
3	14号住居	後期6期	7世紀前葉				
4	64号住居	後期6期	7世紀前葉				大型住居8.56m×8.74m
5	53号住居	後期7期	7世紀中葉				
6	62号住居	後期7期	7世紀中葉			鉄製鎌。	
7	70号住居	後期7期	7世紀中葉				
8	35号住居	後期7期	7世紀中葉				大型住居7.3m×7.5m
1	15号住居	後期8期	7世紀後葉				
2	28号住居	後期8期	7世紀後葉				
3	51号住居	後期8期	7世紀後葉				
4	65号住居	後期8期	7世紀後葉			手捏土器3。	
5	71号住居	後期8期	7世紀後葉				
1	1号住居		8世紀前葉			灯明坏5。	
2	29号住居		8世紀前葉	「□□」1点。	1		
3	31号住居		8世紀前葉			灯明坏1。	
4	47号住居		8世紀前葉				
5	56号住居		8世紀前葉				
6	72号住居		8世紀前葉				
7	73号住居		8世紀前葉				
8	8号住居		8世紀中葉				
9	13号住居		8世紀中葉			鞆羽口1。	
10	27号住居		8世紀中葉			灯明坏1。	
11	58号住居		8世紀中葉(第3四半期)	「龍神」1点。	1		
1	4号住居		8世紀後葉				
2	5号住居		8世紀後葉			灯明坏1。	
3	7号住居		8世紀後葉			灯明坏1。	
4	9号住居		8世紀後葉				
5	10号住居		8世紀後葉			灯明坏1。土師器瓦鉢1。	
6	12号住居		8世紀後葉				
7	19号住居		8世紀後葉	「一八」1点。	1		

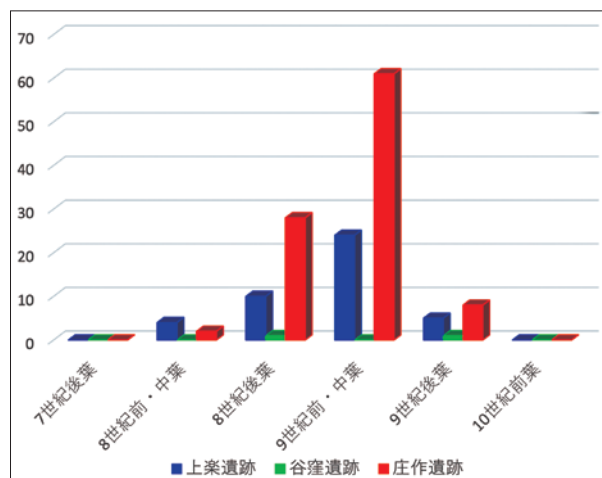
	遺構	型式	年代	墨書土器	墨書土器点数	特殊遺物	備考
8	21号住居		8世紀後葉	「十」1点、「一八?」1点。	2		
9	26号住居		8世紀後葉	「里井」1点、「□」1点。	2		
10	36号住居		8世紀後葉			灯明坏1。	
11	49号住居		8世紀後葉			灯明坏1。	
12	68号住居		8世紀後葉	「人」7点、「□□女奉」1点、「佛酒・井」1点、「酒」1点、「得」1点、「□」7点。	18	灯明坏2。	
13	69号住居		8世紀後葉	「本」1点、「寅?」1点、「□」2点。	4	鉄斧1、鉄鑑1。	
14	76号住居		8世紀後葉				
15	77号住居		8世紀後葉	「本」1点。	1		
16	78号住居		8世紀後葉				
17	79号住居		8世紀後葉			須惠器転用硯2、鉄鑑1。	
18	81号住居		8世紀後葉				
19	82号住居		8世紀後葉				
20	83号住居		8世紀後葉				
	2号住居		8世紀代				
	38号住居		8世紀代				
	43号住居		8世紀代			手握土器2。	
1	20号住居		9世紀前葉				
2	22号		9世紀前葉	「上・下」1点、「下」1点、「一八」2点、「西?」1点、「上」1点。	6		
3	24号住居		9世紀前葉	「子家」1点。	1		
4	25号住居		9世紀前葉	「得」1点、「人面・文部真次召代国神奉」1点、「人面・罪非国玉神奉」1点。	3		
5	30号住居		9世紀前葉	土師器瓦鉢「□」1点、「□」1点、「□」1点。	3	灯明坏3、瓦鉢2、瓦塔片1。	
6	32号住居		9世紀前葉	「十」1点、「父大大」1点、「十干」1点、「山・山」1点、「土」1点。	5	灯明坏7。瓦塔片5。	
7	33号住居		9世紀前葉				
8	37号住居		9世紀前葉				
9	42号住居		9世紀前葉				
10	45号住居		9世紀前葉	「本」2点、「本?」1点、「子?家」1点。	4		
11	46号住居		9世紀前葉	人面墨書1点、「本」1点、「□」1点、「上総□秋人歳神奉進」1点、「主」1点。	5		
12	55号住居		9世紀前葉	「得」2点、「□」2点。	4		
13	67号住居		9世紀前葉	「得」1点。	1		
14	67号住居		9世紀前葉	「人面・国玉神奉」1点、「□…滅罪□」1点、「文部」1点、「得」8点、「本」1点、「乎」1点、「人」1点、「□」3点。	17		
15	74号住居		9世紀前葉	「得」5点。	5		
16	80号住居		9世紀前葉				
17	18号住居		9世紀中葉				
18	38B号住居		9世紀中葉	「本」1点、「□」1点、「矢」1点。	3		
19	54号住居		9世紀中葉				
20	59号住居		9世紀中葉	「子後」1点、「□」3点。	4		
21	16号住居		9世紀中葉				
1	41号住居		9世紀後葉	「甲万呂」1点	1		
2	50号住居		9世紀後葉	「伊」1点、「本」2点、「得」1点、「□」1点。	5	鉄鑑4点、鉄製鋤1点、鉄釘1点、鉄製円板1点、石製紡錘車1点。	
3	57号住居		9世紀後葉	「□」2点。	2		
4	63号住居		9世紀後葉				
5	75号住居		9世紀後葉				
	3号住居		9世紀代				
	34号住居		9世紀代				
	39号住居		9世紀代				
	40号住居		9世紀代				
	48号住居		9世紀代				
	23号住居		不明				
	44号住居		不明				
	46B号住居		不明				
	60号住居		不明				
	61号住居		不明				



第3図 小原子遺跡群遺跡配置図 (註22、福間、1998より引用)



グラフ1 小原子遺跡群 上楽遺跡・谷窪遺跡・庄作遺跡の竪穴住居数の推移



グラフ2 小原子遺跡群 上楽遺跡・谷窪遺跡・庄作遺跡出土墨書土器数の推移

8世紀代から中央とのつながりが認められ、識字層が居住し、銚帯・石帯からは地方行政に参画する官人層との関係が推測できる。上楽・谷窪遺跡の集落は、8・9世紀においても拠点集落としての性格を継承し、律令地方行政と関係していたと考えられる。

東京湾沿岸、千葉市おゆみ野地区の有吉・高沢遺跡では、5世紀後半、支谷に面する台地上に集落と隣接する墓域（古墳群）が成立し、8・9世紀代まで墓域とともに拠点集落として維持されている。祖先からの系譜を象徴する墓域と隣接する集落の景観からは、有吉・高沢遺跡に居住した人々は、共通する祖先系譜でまとまった氏族集団という性格が推定できる²⁶。上楽・谷窪遺跡の集落の年代的な傾向、出土遺物、墓域との景観は、有吉・高沢遺跡と共通するので、ここに居住した人々も5世紀以来の祖先系譜で結びついた氏族集団としての性格が推定できる。

庄作遺跡 庄作遺跡の集落形成は7世紀前葉である。7世紀代の竪穴住居数は、前・中葉と後葉の平均は6.5軒で、3軒の大型住居が存在し、最大で一辺8.97mで上楽遺跡とほぼ同規模である。

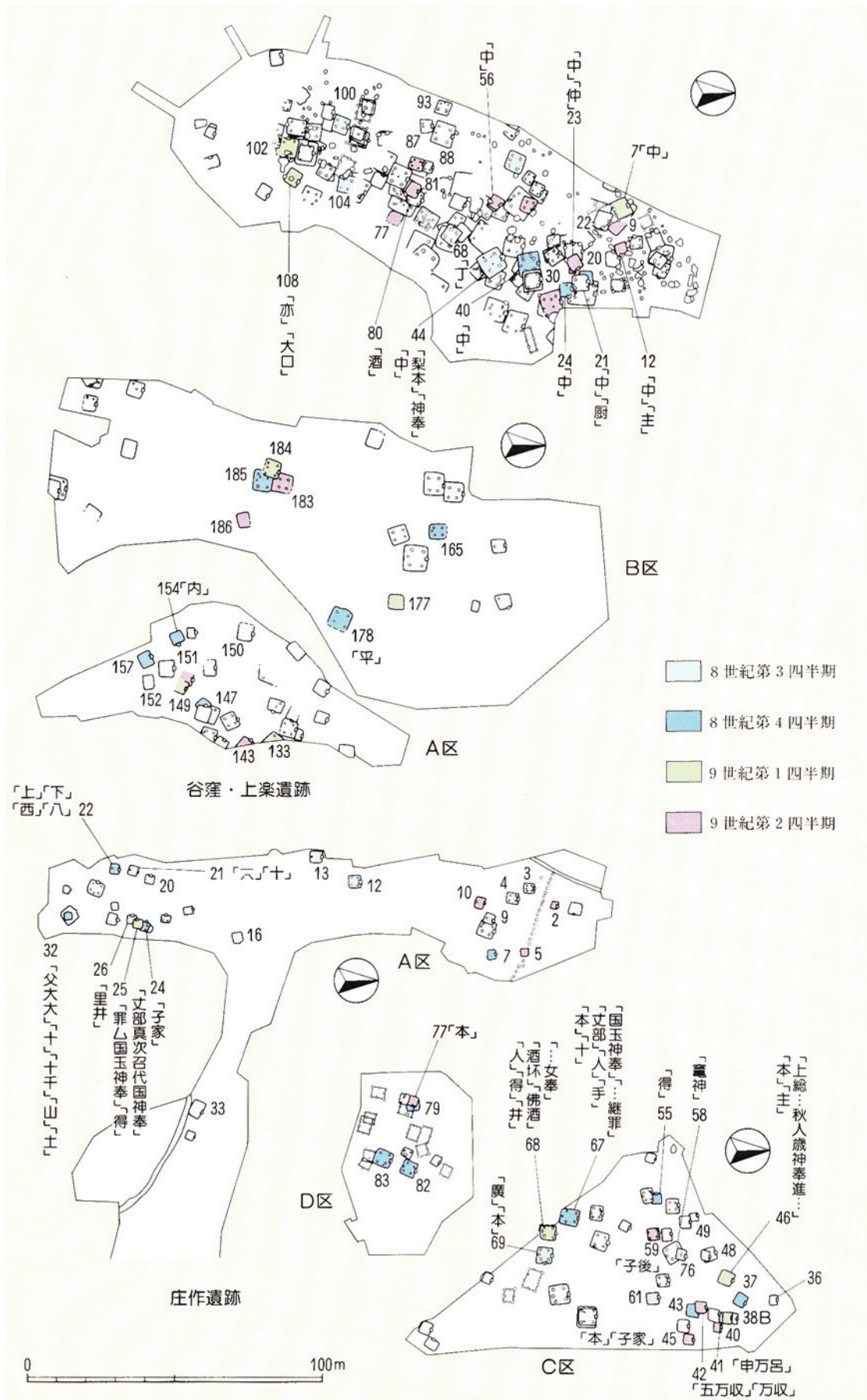
8世紀前・中葉の竪穴住居数は平均5.5軒だが、後葉には20軒と増加し、9世紀前・中葉も21軒と集落規模を維持している。9世紀後半には竪穴住居数は減少し、10世紀代に消滅する。竪穴住居数の推移をみると、8世紀後葉に、それまでの約4倍に急増し、この時期に計画的な人間の流入があったと考えられる。その背景には支谷の奥や台地上の開発に伴い、出自の異なる人々が入植するような状況が想定できる。こう推測すると、8世紀後葉に増加した庄作遺跡の集落の人々は、相互の結び付き弱い流動的な集団であったと推測できる。

墨書土器の出土傾向 このような上楽・谷窪遺跡と庄作遺跡の性格は、出土した墨書土器の内容・数量と対応関係にある（第4図・グラフ2）。

上楽遺跡の墨書土器は、8世紀前葉に一文字墨書の「酒」3点があり、うち2点は盤状坏に書いており、儀礼的な饗宴などで使われた可能性がある。上楽遺跡からは8世紀初頭の畿内系土師器坏（飛鳥V）が出土しており、律令地方行政と関係する識字層が集落内に居住していた可能性が高い。同時期、谷窪遺跡で墨書土器は確認できず、庄作遺跡では判読不明な墨書土器が1点のみで、この段階には、多文字墨書土器は存在していない。また、8世紀後葉には転用硯が出土し、識字層の居住がうかがえる谷窪遺跡では、8世紀後半に「内」1点、9世紀後半に「失家」1点が出土したのみで、識字層の存在が墨書土器の出土点数とは単純に相関しない。文字の本来の役割、文書行政では、土器に書くことは第一義ではなかったからだろう。

8世紀後葉になると、庄作遺跡では墨書土器は28点と増加し、上楽遺跡の10点、谷窪遺跡の1点と比較すると、庄作遺跡の増加は顕著で、この傾向は、9世紀前・中葉が61点と量的なピークとなる。同時期の上楽遺跡は24点に増加はするものの、谷窪遺跡では確認できない。墨書内容は、庄作遺跡では「丈部真次召代国神奉」「罪ム（弗）国玉神奉」と人面墨書土器のように、個人名と神への供献を明記した供献用墨書土器が複数出土する。これに対し、上楽遺跡は「中」「厨」など一字もしくは二字を基本とする。8世紀後葉の上楽遺跡からは「神奉」と判読できる破片が1点出土しているものの、破片1点のみで、あくまでも客体的とみてよいだろう。

多文字墨書土器の信仰的背景 墨書内容に信仰的な要素を含む明確な資料は、庄作遺跡の「竈神」が最も古い。赤彩された非ロクロの土師器坏の外底面に書かれており、8世紀中葉でも第3四半期頃の年代が推定できる。食器に神名を明記することから、供献用の多文字墨書土器の初期の例となる。供献用の墨書土



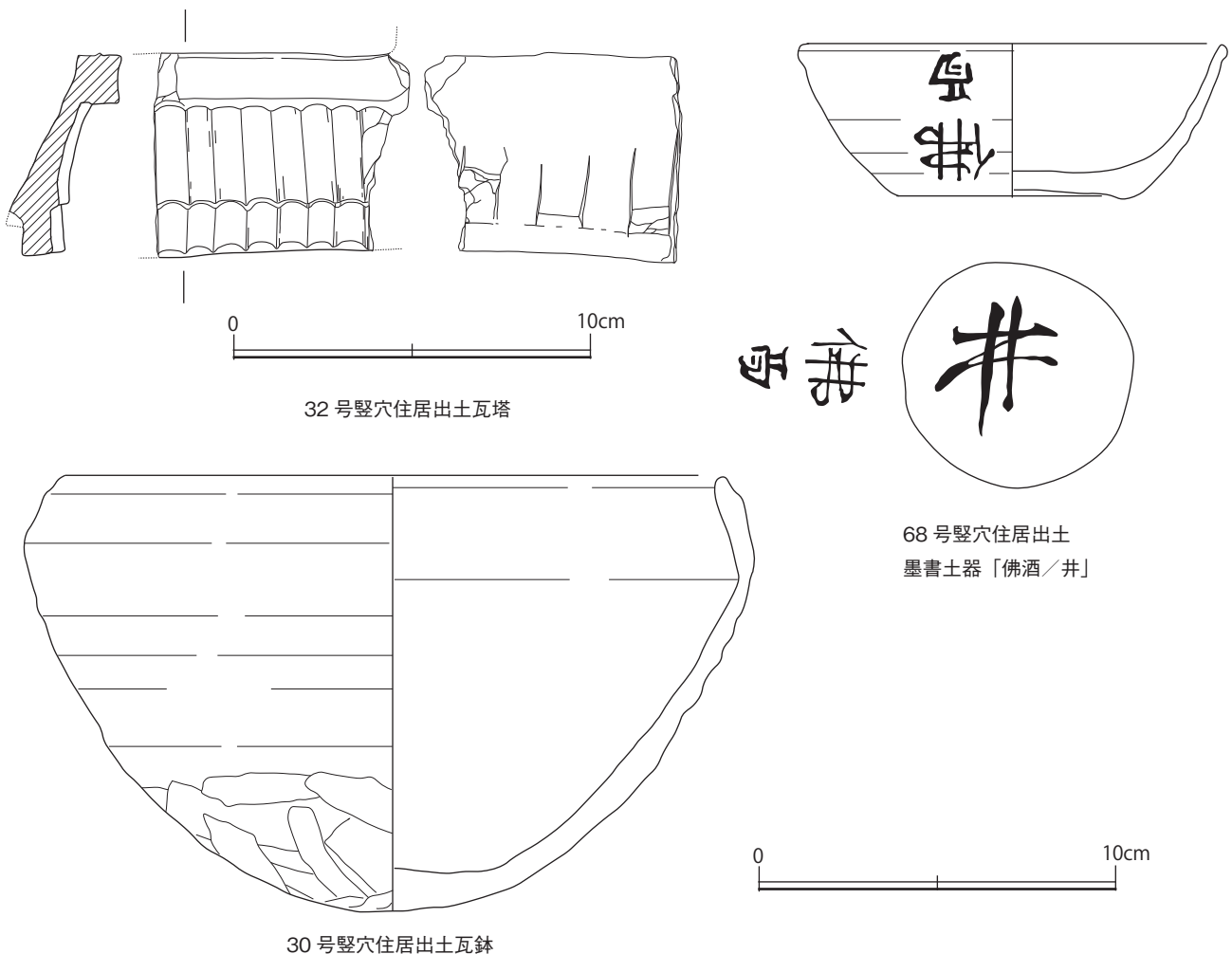
第4図 小原子遺跡群遺構および墨書土器分布図 (註22、福岡、1998より引用)

器は、8世紀中葉（第3四半期）頃を画期として現れ、8世紀後葉から9世紀前葉にかけて「個人名+神+奉（進）」のパターンが整えられ定着していく。8世紀後葉は、庄作遺跡で竪穴住居数が約4倍に急増し、新たに流入した人々が多数を占め、集落が変質する時期である。集落の変質と運動して、神などへ供献する多文字墨書土器は出現していたのである。

同時期に、庄作遺跡では信仰面で大きな変化が現れた。仏教信仰の明確化である。8世紀後葉には瓦鉢とともに墨書土器「佛酒」が出土しており、僧侶の持物である瓦鉢からは僧侶の存在がうかがえる（第5図）。9世紀前葉には瓦塔と瓦鉢が確認でき、集落内には瓦塔を安置した仏教施設が出現し、僧侶が居住する環境となっていた。

出土する多文字墨書土器には「丈部真次」「秋人」「□□女」といった男女の個人名を明記しているので、これを使う供献（奉進）は、個人の信仰行為である。そして、当時の仏教信仰は、『法華経』『観音菩薩普門品』（『観音経』）や『薬師経』のように、個人を災難・病苦から救済する信仰を詳細に説く。仏教の個人救済の信仰は、流動的な人間集団と考えられる、8世紀後葉以降の庄作遺跡の集落で構成員共通の信仰として受け入れられ、個人用の多文字墨書土器は定着したと考えられる。

対照的に、上楽・谷窪遺跡の集落では8・9世紀代を通じて、灯明坏を除けば、仏教信仰を直接示す仏具や墨書土器は確認できない。その一方で、上楽・谷窪遺跡では、5世紀末期には滑石原石が持ち込まれ、



第5図 庄作遺跡出土仏教関係遺物（註6文献の実測図をトレース）

6世紀代の土製勾玉が出土しており、5世紀代に日本列島の各地で成立する祭祀遺跡の神観と祭祀の存在がうかがえる。また、8世紀代まで堅穴住居から古墳時代以来の手捏土器や小型土器が出土し、伝統的な祭祀・信仰は存続していたと考えられる。直接、仏教と関係する遺物が確認できない状況から、8世紀後半以降も、この傾向は続いていた可能性は高い。庄作遺跡の墨書土器にある「国玉神」は、本来は伝統的な地域の神として上楽・谷窪遺跡の集落を含め広く地域内で信仰されていたと考えられる。ところが、8世紀の中葉以降、庄作遺跡の集落に仏教の個人救済が持ち込まれると、国玉神も個人救済の信仰対象に取り込まれたのではないだろうか。

以上のような、上楽・谷窪遺跡と庄作遺跡の集落の性格と信仰の関係をまとめると次のように整理できる。

◎上楽・谷窪遺跡→5・6世紀以来の伝統的な集落→共通の祖先系譜に基づく氏族集団→強固な血縁的な人間関係→地域・氏族集団の安寧・安定を祈る古墳時代以来の伝統的な祭祀の継承。

◎庄作遺跡の集落→8世紀中頃に急拡大した集落→出自が異なる人々の集団→流動的な人間関係→個人救済を説く仏教を共通の信仰として受容。

神戸集落の性格と墨書土器 このように整理すると、香取神宮の神戸集落と推定でき伝統的な祭祀に関与したと考えられる香取市の吉原三王遺跡で、「香取郡大坏郷中臣人成女替之承□」などの多文字墨書土器が複数出土する状況は、どう理解すべきか。吉原三王遺跡の集落は6世紀後半に成立、8・9世紀には正方位の溝で区画した整然とした集落景観となり、墨書土器から中臣、占部、真髪部姓の人々の居住が確認できる²⁷。また、隣接する多田寺台遺跡には墨書土器から中臣部姓の存在が確認でき、8世紀中葉に方形内陣建物を中心仏堂とする小規模寺院が成立し、墨書土器から「赤祝連国刀自寺」「乎山田寺」「小田寺」の寺名が判明する²⁸。この状況からは、吉原三王遺跡の集落の周辺には仏教信仰がもたらされており、祭祀に関与しなかったと想定できる「赤祝連国刀自・詔連国刀自女」の女性を含め仏教の個人信仰を受容していた。吉原三王遺跡の多文字墨書土器に個人名を書く「中臣人成女」も、そのような女性だったのである。こう考えると、吉原三王遺跡の集落は、伝統的な氏族集団というよりも計画的に編成された神戸集落としての性格が強く、個人救済の仏教と多文字墨書土器を受容していた、ということができるだろう。

4 「罪」の系譜と個人救済

「罪」墨書土器の分布 庄作遺跡の「罪ム（弗）国玉神」「□継罪□」の墨書土器と同様、「罪」の文字を含む墨書土器は、千葉県内の北総地域では4例ある。

最も古い例が、富里市の久能高野遺跡の「罪司進上代」で、非ロクロ土師器坏の外面に墨書されている。8世紀後葉の年代が推定できる。この遺跡からは墨書土器「桑田寺」が出土しており、仏教信仰が確認できる。この他の3例は9世紀前葉のもので、印西市の鳴神山遺跡出土の「大国玉罪」（ロクロ土師器坏）、同市の西根遺跡の「罪官」（ロクロ土師器坏）、「丈部春女罪代立奉大神」（ロクロ土師器坏）である。

鳴神山遺跡の「大国玉罪」は、庄作遺跡の「罪ム（弗）国玉神奉」と類似する。出土した遺構は、集落の中央付近の単位集団内に位置する溜め井戸状の大型土坑（II040遺構）で、土坑底には馬頭骨（馬歯）が置かれ、その上の土器集積から、この墨書土器は出土した。罪を贖うため、坏の中に食物などを入れ大国玉神に捧げたのだろう。鳴神山遺跡の集落は、8世紀に成立する集落で、8世紀末期から9世紀前葉にかけて瓦塔、墨書土器「播寺」「波田寺」（ロクロ土師器坏）、「佛」（瓦鉢）が出土し、明確に仏教信仰を確認できる²⁹。

西根遺跡は、鳴神山遺跡の東側の支谷内に位置し、小川の河道跡が発見されており、「丈部春女罪代立奉大神」と「罪官」の墨書土器は、ここから出土した。贖罪・滅罪のため供え物を入れて小川に投入し、大神・罪官に捧げる情景を推定できる。西根遺跡では、ロクロ土師器坏の体部と外底面に「佛」と書いた墨書土器も出土しており³⁰、仏教信仰の存在とともに、「仏」が供献対象とされていたことを示す。

「罪」墨書土器の経路 「罪」の文字を含む墨書土器は、庄作遺跡の例を加えると、下総国内から上総国北東部にかけて広範に分布する。この背景を考えるのに手掛かりになるのが、千葉県印西市の角田台遺跡から出土した長文墨書土器で、9世紀前葉頃の常総型の土師器甕の胴部に次の長文が記されている。

迺嵯郡物部黒万呂〔代奉カ〕女〔神奉カ〕／〔公申御益方代カ〕／〔麻 田部官万呂方代カ〕／〔无似道カ〕

墨書内容は「人名+召代+神+奉」の形で、冒頭の人名は「迺嵯郡を本貫とする物部黒万呂」と解釈でき、彼は迺嵯郡から角田台遺跡の印幡郡まで移動していたことになる³¹。ここには「寺」、「千仏」、「鉢」の墨書土器があり、「千仏」と「鉢」は瓦鉢に書かれている。仏教信仰と僧侶の存在が確認できる³²。迺嵯郡と印幡郡を結ぶ交通ルートと、そこを通う僧侶の存在を示唆する事例であり、仏教布教ネットワークが印幡郡から迺嵯郡まで通じていたことをうかがわせる（第6図）。

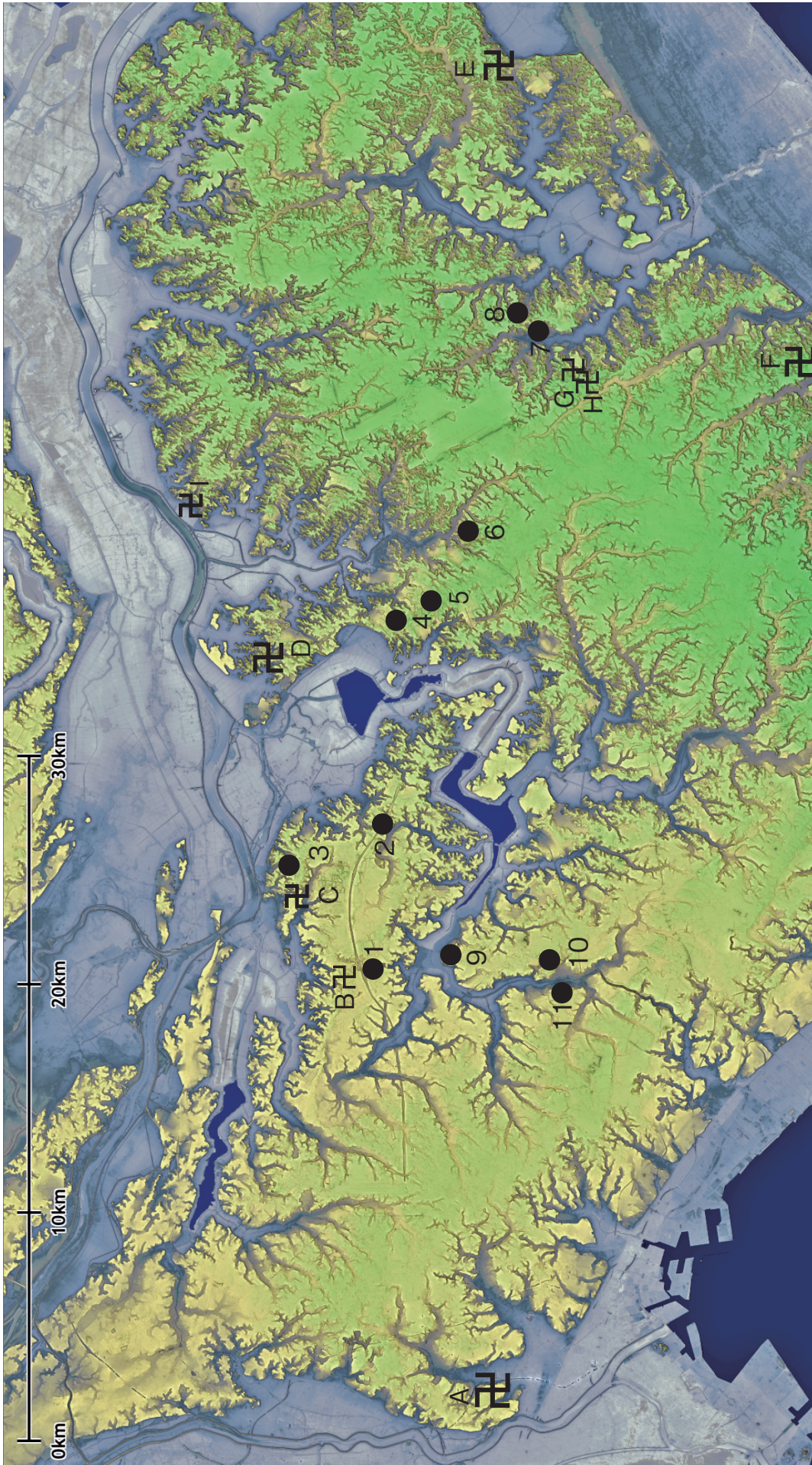
「罪」の墨書土器が出土した久能高野遺跡は印幡郡内に、庄作遺跡は上総国武射郡と下総国迺嵯郡の郡界付近に位置し、両遺跡からは明確な仏教関連遺物が出土するため、久能高野遺跡・庄作遺跡は、印幡郡と迺嵯郡を結ぶ、僧侶が通う仏教布教ネットワークに含まれていたと考えることができる。

庄作遺跡の北東約1kmの多古町の大塚台遺跡の集落からは瓦鉢と墨書土器「馬閉寺」（非ロクロ土師器坏）・「佛」（ロクロ土師器坏）、三彩火舎、瓦鉢が出土し、複数の火葬墓が造られている。瓦鉢の存在から僧侶の活動が確認できる³³。ここから台地を東に下り、栗山川と借当川沿いの低地を通れば、容易に迺嵯郡の初期寺院の大寺廃寺（龍尾寺）に至ることができる。

庄作遺跡の西、高谷川の対岸には、西にのびる深い支谷があり、ここを遡上すると、至近距離で根木名川の最上流域に達することができる。根木名川は、北流して香取の海（現在の利根川）に流入し、川沿いの支谷を下ると、墨書土器「罪司進上代」が出土した久能高野遺跡に至ることができる。さらに北に下ると、四面庇建物や双堂建物の仏堂が建つ郷部遺跡・山口遺跡を經由し、埴生郡の初期寺院の龍角寺に通じている。龍角寺は、印幡郡の馬込遺跡、木下別所廃寺、大塚前遺跡を通じて下総国分寺に通じる仏教布教ネットワークと連結し、このネットワークは大塚前遺跡から分かれて鳴神山遺跡・西根遺跡から、四面庇建物の仏堂が建つ白幡前遺跡へとつながっていた³⁴。

迺嵯郡の物部黒万呂の墨書土器が出土した角田台遺跡は、七重瓦塔2基が出土した馬込遺跡³⁵と同じく龍角寺と木下別所廃寺の間にあり、下総国分寺と龍角寺を結ぶ仏教布教ネットワークは、久能高野遺跡、庄作遺跡、大塚台遺跡を經由して、迺嵯郡の初期寺院の大寺廃寺（龍尾寺）につながっていたと推測できる。大寺廃寺では基壇建物跡を発掘調査で確認し、龍角寺式（山田寺系統）の重圈文縁単弁八葉蓮華文の軒丸瓦が出土しており³⁶、龍角寺との繋がりが認められる。この経路を通じて、仏教の個人救済の信仰とともに「罪」の墨書土器は広がったのだろう。

なお、庄作遺跡の西側、木戸川流域には8世紀代の小金台廃寺と山田廃寺があり³⁷、ここを經由して木戸川沿いに下れば、上総国武射郡の初期寺院、真行寺廃寺に達することができる。また、龍角寺の北東、香取郡内の初期寺院、龍正院跡では下総国分寺と同文の宝相華文軒丸瓦が採集されており³⁸、同国分寺と



A.下総国分寺、B.大塚前遺跡、C.木下別所廃寺、D.龍角寺、E.八日市場大寺廃寺、F.真行寺廃寺、G.小金台廃寺、H.山田廃寺、I.龍正院跡
 1.鳴神山遺跡・西根遺跡、2.角田台遺跡、3.馬込遺跡、4.山口遺跡、5.郷部遺跡、6.久能高野遺跡、7.庄作遺跡、8.大塚台遺跡、
 9.向境遺跡、10.村上込ノ内遺跡、11.白幡前遺跡

第6図 北総地域仏教布教ネットワーク関連遺跡位置図
 (カシミール3Dスーパード地形 測量法に基づく国土地理院長承認 (使用) R5JHs899に加筆して作成)

の関係が推定できる。仏教布教ネットワークは、国分寺と各郡内の初期寺院を結び、広範囲に展開していたのである。

罪と仏教信仰 印幡郡から逆嵯郡に至るルート上で、瓦鉢で僧侶の活動がうかがえたり、瓦塔や「寺」墨書土器が出土したりした集落は、いずれも8世紀中葉を境に成立したか、竪穴住居数が急速に増加した集落である。そこでは、庄作遺跡の集落と同様、流動的な人間集団を想定でき、個人救済を説く仏教信仰を受容し易かったと考えられる。

「罪」墨書土器が広がった8世紀後葉から9世紀前葉の仏教布教ネットワークで、僧侶は、どのような信仰を伝えていたのか。これについては、9世紀初頭に編纂された仏教布教テキスト『日本靈異記』から推測できる。正式名称『日本国現報善惡靈異記』が示すとおり、その主題は善惡の行為への仏教的な報いを説くことにある。特に、仏教・僧侶などへの誹謗・暴力、殺生・邪淫などの破戒行為の結果、悲惨な死を遂げる「悪死」を含む説話は、上巻3話（第23・24・29）、中巻7話（第1・3・10・11・18・35・40）、下巻6話（第14・15・18・26・29・33）があり³⁹、仏教布教の説話では主要なモチーフであることがわかる。当時の仏教布教で僧侶たちは、犯した罪が悲惨な死に直結することを重ねて説き、これを聴聞した人々は、自らの「罪」について自省的に考えざるを得なくなった。自らが犯した罪は悲惨な悪死と悪報に直結する深刻な個人の問題となる。また、『薬師経』で人々の寿命を管理し死者の罪福を処断する琰魔法王（閻魔王）の説話は中巻に5話（第5・7・19・24・25）、下巻に1話（第9）あり、罪と死が密接に関係して説かれており、この經典の内容は、人々の他界イメージを大きく変化させただろう。

印幡郡域で出土した「罪司・罪官」と閻魔王との類似性、さらに龍角寺に残る白鳳時代の銅造薬師如来座像からは、印幡郡と逆嵯郡を結ぶ仏教布教ネットワークで僧侶が伝えた信仰内容には『薬師経』の影響を考えてよいだろう。

氏族集団と仏教信仰 このような仏教信仰の在地への浸透は、伝統的な氏族集団には大きな変化をもたらしたと考えられる。それが窺える説話に『日本靈異記』中巻「僧を罵ると邪姪することにより、悪しき病を得て死ぬる縁 第十一」がある。聖武天皇の時代、紀伊国伊刀郡桑原の狭屋寺を舞台とし、中心人物は上田の三郎と彼の妻である。夫の上田の三郎は文忌寸の姓を持ち、妻は上毛野公大椅の娘で、二人とも伝統的な氏族集団の構成員という設定である。ここで妻は、狭屋寺に奈良薬師寺の題恵禅師を招いて行った十一面悔過に参加する。夫は、これに怒り連れ帰るため悔過の場に行き題恵禅師に教化される。しかし、夫は禅師を悪口で誹謗し、連れ帰った妻を犯す。その結果、夫は性器を蟻に噛まれ死んでしまう⁴⁰。

ここからは、個人救済のため仏教法会に積極的に参加する妻と、伝統的な氏族集団に深くつながる夫との対立が読み取れる。この関係は、前節で取り上げた小原子遺跡群の集落でみると、上洛・谷窪遺跡と庄作遺跡に当てはまる。前者は5世紀以来の祖先祭祀を共有する氏族集団であり、後者は8世紀後葉に規模が拡大し積極的に仏教信仰を受け入れた流動的な（出自が異なる）人間集団という性格づけができる。『日本靈異記』の説話で、なぜ夫の上田の三郎は、妻の仏教法会への参加を怒り妨害したのか。そこには仏教信仰の個人救済を受け入れることで、伝統的な氏族集団の紐帯を分裂・解体させかねないとの危惧があったからだろう。この『日本靈異記』の説話からは、在地秩序の基礎、祖先祭祀に基づく氏族紐帯を維持したい夫（在地有力者）と、布施などの信仰面での權益を得るため布教し伝統的な氏族集団を切り崩す仏教側・僧侶との対立も見えてくる。そして、布教に当たっては、悪報・悪死に直結する「罪」からの救済が重要なテーマとなった。上田の三郎の妻が、懺悔の法会である悔過に参加している点は、底流に「罪」意

識が関わっていたことを示唆する。

氏族集団の解体 伝統的な氏族集団の古代集落は、この影響をどのように受け変化したのだろうか。これについては、先に触れた千葉市おゆみ野地区遺跡群の状況から推測が可能である。ここでは、5世紀前葉に支谷に面して、円墳で石枕を伴う上赤塚古墳が造営され、5世紀後葉には有吉・高沢遺跡の拠点集落が成立。集落周辺には上赤塚古墳から連続する古墳群（墓域）が形成され、集落と墓域の景観は9世紀まで維持された。この景観は、上赤塚古墳の被葬者を祖とする氏族系譜と、その子孫（氏族集団）が居住する集落との関係を象徴的に示していたと考えられる⁴¹。ところが、9世紀後半頃、上赤塚古墳の周溝内に竪穴住居1軒が造られ、そこからは僧具の瓦鉢が出土した⁴²。続く10世紀前葉に有吉・高沢遺跡の集落は急速に縮小し消滅する。

類似した状況は、赤塚支谷の南、泉支谷の入り口に面する椎名崎遺跡の集落遺跡で確認できる。椎名崎遺跡では5世紀後葉には集落形成が始まり、5世紀代には隣接して西ノ原1号墳が築かれ、墓域の古墳群（古墳4基が残る）の形成が始まる。西ノ原1号墳の被葬者を祖とする墓域と、隣接して子孫の氏族集団が居住する集落の景観が形成された。そして、10世紀後葉になると、西ノ原1号墳の周溝を切る形で竪穴住居が造られ、そこからは僧具の灰釉陶器の浄瓶が出土しており、続く11世紀前葉を最後に椎名崎遺跡の古代集落は消滅する⁴³。

二つの集落遺跡は、氏族系譜を象徴する「祖」の古墳の、周溝内に僧侶の持物の仏具（瓦鉢・浄瓶）を伴う竪穴住居が造られると、いずれも集落は消滅へと向かっている。この状況は単なる偶然ではないだろう。祖の墓（古墳）の周溝内に仏教僧侶の住居が造られた事実は、祖の祭祀に供養という形で仏教信仰が参入していたことを示し、それは一方で、伝統的な氏族集団のなかに個人救済を説く仏教信仰が深く浸透したことを示唆する。

9世紀後半から10世紀にかけて、日本列島では天暦2年（948）をピークとして乾燥傾向が顕著となる反面、突発的な湿潤傾向となる大きな気候変動期となっていたことが指摘されており⁴⁴、この環境下、海岸や河川周辺の低地では地形が大きく変化、これに伴い生産・交通の形態も変化した。おゆみ野地区では村田川下流域から市原条里制遺跡にかけて、新たな生産基盤として広範囲に水田が拓かれ、支谷内の水田を基盤とした古代集落は解体したと考えられる⁴⁵。仏教信仰の浸透により氏族紐帯が弱まっていた古代集落は、環境と生産基盤が大きく変容するなか解体し、中世へと連続する集落として再編成されたのである。小原子遺跡群の上洛・谷窪遺跡と庄作遺跡の集落も10世紀以降、栗山川流域から九十九里平野の環境変化と連動して古代の集落景観は解体し再編成されていったのだろう。その変化の起点には、地方の集落内における仏教信仰の個人救済への欲求があり、これを助長した大きな要因に人々の「罪」の問題があったのである。

5 まとめ

ここで検討してきた内容をまとめると、以下のとおりである。

- ◎ 8世紀後葉から9世紀前葉、下総地域から上総北東部地域の集落内で使用された多文字墨書土器の成立と分布の背景には、仏教信仰が説く個人救済が大きく影響していた。
- ◎ 仏教信仰とともに多文字墨書土器を受容した集落は、8世紀以降に成立したか、集落規模を拡大させたもので、開発などに伴い成立・拡大した流動的な人間集団であったと考えられる。それは5世紀以来の

祖先を共有する氏族集団の伝統的な集落とは対照的な性格を持ち、仏教信仰の個人救済を受容し易かった。

- ◎仏教布教では、現実的な悪報・悪死につながる「罪」を個人救済の要点として説いたため、多文字墨書土器でも罪の除去と死の問題が祭祀・供献の目的となった。
- ◎8世紀当時、罪を除く伝統的な「祓」と、懺悔の仏教法会「悔過」とが互換的に扱われていたのと同様、信仰（供献）対象としては、伝統的な在地の国玉神と、『薬師経』の琰魔法王に通じる罪司・罪官が互換的に扱われた。
- ◎これが集落内へともたらされる背景には僧侶が行った仏教布教のネットワークがあり、下総地域から上総北東部にかけて、国分寺と各郡の初期寺院を結び広い範囲に展開していた。
- ◎9世紀後半には、伝統的な氏族集団の紐帯となっていた祖先信仰にも仏教信仰の影響が及び、9世紀後半から10世紀にかけての気候変動と環境変化も加わり、5世紀以来の氏族集団と、それを基礎とする古代集落は解体した。

千葉県の下総地域で多文字墨書土器が濃密に分布する背景には、①北総台地と支谷内の開発による新たな集落の成立・拡大、②そこを基盤とする流動的な人間集団の成立・増加、③それらを結ぶ仏教布教ネットワークと僧侶の活発な活動という3条件が満たされたという状況があるのではないだろうか。

近年、ジョセフ・ヘンリックは文化進化論の視点から、9世紀以降、西ヨーロッパで世界宗教のキリスト教が浸透したことで、特異な心理「個人の権利・責任、普遍的な法の重視」が形成されたと指摘する。8世紀後半から9世紀前半のカール大帝時代、カロリング朝フランク王国ではキリスト教会と国家の密接な関係のなか、キリスト教々義に基づく近親婚の禁止・一夫一婦制による婚姻形態（婚姻・家族プログラム、MFP）が浸透、これにより古代的な氏族（血縁）集団が解体、流動的な核家族単位で社会集団と任意団体が成立。人間集団の流動化により市場経済が発達して、任意団体としての都市を形成した。さらに、16世紀の宗教改革による聖書の普及は識字層の増加につながり、人間の脳梁の発達を促した。このような条件下で西ヨーロッパの特異な心理「個人の権利・責任、普遍的な法の重視」が形成されたとの見通しを述べている⁴⁶。

西ヨーロッパと全く同様ではないものの、多文字墨書土器と集落の分析を通じて、8・9世紀の日本列島においても「国家と世界宗教（仏教）との密接な関係」、「古代的な氏族集団の解体」、「識字層の拡大（墨書土器の普及）」という類似した現象が認められた。10世紀以降には東アジアの広域の交易圏に組み込まれ、12世紀には貨幣経済が機能し始めた⁴⁷。

このような日本列島の流れの起点にあったのが、仏教信仰により地方の集落にまでもたらされた個人の「罪」の意識であった。その罪は、『延喜式』巻8の「六月晦日の大祓の詞」の天津罪・国津罪のような、国家や社会に災をもたらす罪ではなく、個人の悪報・悪死に直結する重要な問題として、当時の人々は深刻に再認識し、可能な対応をとったのである。それを具体的に示すのが罪の文字を含む墨書土器である。多文字の墨書土器の存在は、日本列島の宗教・社会の流れを、古代から中世へと大きく転換させた一つの要素として考える必要があるだろう。

註・参考文献

¹ 本論での「多文字墨書土器」は、基本的に3文字以上を記す例とする。

² 平川 南『墨書土器の研究』吉川弘文館、2000。

平川南・佐々田 悠「角田台遺跡出土の多文字墨書土器」『千葉ニュータウン埋蔵文化財調査報告書 XⅧ - 本埜村角田台遺跡（弥生時代以降） -』千葉県教育振興財団他、2006。

³ 多文字の墨書土器の代表的な研究には高島英之氏の以下の研究がある。

高島英之「墨書土器村落祭祀論序説」『日本考古学』7巻9号、日本考古学協会、2000。

高島英之「日本古代村落出土の墨書・刻書土器の基本的性格をめぐって」『日本古代考古学論集』同成社、2016。

⁴ 笹生 衛「律令期の祭祀・儀礼と官衙・寺院・集落 - 信仰関連遺物からみた祓の再検討と信仰の地域ネットワーク -」佐藤長門編『古代東アジアの仏教交流』勉誠出版、2018。

⁵ 高島英之「東国出土の多文字墨書土器の機能について - 加藤友康氏の批判に応える -」『古代学研究所紀要』明治大学古代学研究所、2024。

⁶ 山武考古学研究所編『千葉県芝山町 小原子遺跡群』小原子遺跡群調査会・芝山町教育委員会、1990。

⁷ 本論で使用する奈良・平安時代の土器編年は、以下の文献による。

房総歴史考古学研究会編『房総における歴史時代土器の研究』房総歴史考古学研究会、1987。

財団法人千葉県史料研究財団編『千葉県の歴史 資料編 考古4（遺跡・遺構・遺物）』千葉県、2004。

⁸ 註2、平川・佐々田文献に同じ。

⁹ 山岸徳平解説『法華修法一百座聞書抄』勉誠社、1976。

¹⁰ 財団法人千葉県文化財センター編『千葉北部地区新市街地造成整備事業関連埋蔵文化財調査報告書Ⅱ - 印西市鳴神山遺跡・白井奥遺跡 -』財団法人千葉県文化財センター他、1999。

¹¹ 財団法人千葉県史料研究財団編『千葉県の歴史 資料編 古代 出土文字資料集成』千葉県、1996。

¹² 註2平川文献に同じ。

¹³ 笹生 衛「祭祀遺跡からみた古代の出雲 - 杵築大社成立の背景 -」『島根県古代文化センター研究紀要 第16集 古代祭祀と地域社会』島根県古代文化センター、2016。

¹⁴ 註2平川文献に同じ。

¹⁵ 財印旛郡市文化財センター編『千葉県印旛郡富里町久能遺跡群発掘調査報告書』財印旛郡市文化財センター他、1988。

¹⁶ 財印旛郡市文化財センター編『印西市西根遺跡』財印旛郡市文化財センター、2005。

¹⁷ 中村史『日本霊異記と唱道』三弥井書店、1995。

¹⁸ 笹生 衛『日本古代の祭祀考古学』吉川弘文館、2012。

¹⁹ 増尾聡哉「『日本霊異記』における『法華経』の位置について」『駒澤國文』27号、駒沢大学国文学会、1990。

²⁰ 川口恵隆「『霊異記』の法華経」『印度學佛教學研究』20巻2号、日本印度学仏教学会、1972。

²¹ 例えば、『日本書紀』天武天皇5年(676)8月辛亥(16日)に行われた諸国大解除(大祓)は、同年夏の早魃と7月の彗星の出現に対応したものである。なお、翌日の壬子(17日)には、赦と放生が行われており、これは『薬師経』が説く災害・災異への対処にもとづく。

笹生 衛「郡衙周辺の景観とその信仰的背景 - 放生、大祓と郡衙、寺院、祭祀・儀礼の景観を手がかりに -」須田勉編『日本古代考古学論集』同成社、2016。

²² 註6文献及び、福岡 元「小原子遺跡群」『千葉県の歴史 資料編 考古3（奈良・平安時代）』千葉県、1998。

²³ 糸川道行「東総の主要集落・郡家と郡郷(上)」『研究連絡誌』85号、千葉県教育振興財団文化財センター、2021。

²⁴ 集落変遷を分析する土器編年は註7の文献に加え、以下の文献を使用した。

小沢 洋『房総古墳文化の研究』六一書房、2008。

²⁵ 西 弘海『土器様式の成立と背景』真陽社、1986。

²⁶ 笹生 衛「景観形成と神・靈魂観 - 日本列島東部、3世紀~10世紀の事例分析から -」『出ユーラシアの統合的人類学 文明創出メカニズムの解明 第10回全体会議』2024年3月3日セッション3〔「神」の発明と生存技法〕発表要旨、2024。

- ²⁷ 財団法人千葉県文化財センター編『佐原市吉原三王遺跡－東関東自動車道埋蔵文化財調査報告書V（佐原地区2）－』財団法人千葉県文化財センター他、1990。
- ²⁸ 註18文献に同じ。
- ²⁹ 註10文献及び、(財)千葉県文化財センター編『千葉ニュータウン埋蔵文化財調査報告書XVII－印西市鳴神山遺跡Ⅲ・白井谷奥遺跡－』財団法人千葉県文化財センター他、2000。
- ³⁰ 註16文献に同じ。
- ³¹ 註2平田・佐々田文献に同じ。
- ³² 千葉県教育振興財団編『千葉ニュータウン埋蔵文化財調査報告書XVIII－本埜村角田台遺跡（弥生時代以降）－』千葉県教育振興財団他、2006。
- ³³ 公益財団法人千葉県教育振興財団編『首都圏中央連絡自動車道埋蔵文化財調査報告書38－多古町大塚台遺跡（1）～（3）』公益財団法人千葉県教育振興財団他、2021。
- ³⁴ 註4文献に同じ。
- ³⁵ (財)千葉県文化財センター編『印西市馬込遺跡－（仮称）平岡自然公園埋蔵文化財調査報告書－』(財)千葉県文化財センター他、2004。
- ³⁶ 山路直充「八日市場大寺廃寺」『千葉県の歴史 資料編 考古3（奈良・平安時代）』千葉県、1998。
- ³⁷ 福間 元「小金台廃寺・山田廃寺」『千葉県の歴史 資料編 考古3（奈良・平安時代）』千葉県、1998。
- ³⁸ 須田 勉「龍正院跡・龍正院瓦窯跡」『千葉県の歴史 資料編 考古3（奈良・平安時代）』千葉県、1998。
- ³⁹ 中田祝夫校注・訳『日本霊異記』小学館、2004。
- ⁴⁰ 註39文献に同じ。
- ⁴¹ 註26文献に同じ。
- ⁴² (財)千葉県文化財センター編『千葉東南部ニュータウン13－上赤塚1号墳・狐塚古墳群』(財)千葉県文化財センター他、1982。
- ⁴³ (財)千葉県文化財センター編『千葉東南部ニュータウン6－椎名崎遺跡』(財)千葉県文化財センター、1979。
- ⁴⁴ 中塚 武監修・田村憲美他編『気候変動から読み直す日本史4 気候変動と中世社会』臨川書店、2020。
- ⁴⁵ 笹生 衛「10世紀の気候変動がもたらしたもの－東国の集落と水田の景観変化から」中塚武編『季刊考古学168－高時間分解能古気候学の進展と考古学』雄山閣、2024。
- ⁴⁶ ジョセフ・ヘンリック、今西康子訳『WEIRD「現代人」の奇妙な心理 経済的繁栄、民主制、個人主義の起源 上・下』白揚社、2023。
- ⁴⁷ 伊藤啓介『日本中世の貨幣と信用・流通』吉川弘文館、2024。

